

亀山市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止したので、同条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和8年4月1日

亀山市長 櫻井義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 31167
- 3 路線名 阿野田34号線
- 4 道路の区間
  - (1) 起点 阿野田町字樋口801番18地先
  - (2) 終点 阿野田町字樺野842番1地先
- 5 重要な経過地 なし